# 第 5 章

# フィリピンにおける司法制度の枠組み

知花　いづみ

要約：

現在のフィリピン社会の枠組みを規定する 1987 年憲法は、マルコス権威主義体制の経験を踏まえて再民主化を目指して制定されたもので、同憲法下では最高裁小法廷数の増加、司法府への財政自治権の付与、判事の任命方法の変更、違憲立法審査権の対象範囲の拡大など司法の独立性を制度的に補完する改正が施された。本稿では、まずマロロス憲法をはじめとするこれまでのフィリピン憲法史を概観し、現行制度の枠組みにおける司法府の規定を最高裁判所、下級裁判所などの機能および役割に着目しながら説明し、次に、憲法上、司法府に付与された権限を 1935 年憲法と 1973 年憲法との比較において確認し、最後に最高裁判事の人事の変遷について触れる。なお、本稿は、「アジアの司法化と裁判官の役割」研究会の中間報告書の一部として関連基礎資料をまとめたものである。

キーワード

フィリピン　司法制度　憲法　裁判官の役割　違憲審査制　司法積極主義

## はじめに

本稿は、1987 年憲法下における司法制度改革に伴う司法府の積極化傾向を議論するにあたっての基礎資料を提供することを目的とする。フィリピンは、1972 年の戒厳令布告から 1986 年の政変にいたるまでマルコス大統領による権威主義体制を経験した。その間、形式的には一貫して立憲主義が採用されていたが、実質的には裁判所は政権の長期独裁を法的に支持する機関として機能したため、司法の独立は形骸化したとの反省がある（Cortes [1993]）。マルコス権威主義体制の経験をふまえて制定された 1987 年憲法には、大統領への権限集中を排除し、最高裁判所の司法審査権を拡充するなど司法府の独立性を制度的に

補完する条項が加えられた。本稿では、フィリピンの憲法史を概観した後、現行憲法下での司法制度の枠組みを 1935 年および 1973 年憲法との比較を踏まえて説明し、最高裁判事の人事の変遷を確認した後に、若干の小括をまとめる。

## 第 1 節　フィリピン憲法史の概観

現行の 1987 年憲法は、1986 年にマルコス権威主義体制が崩壊した翌年の 1987 年 2 月の国民投票による承認に基づいて制定されたものである。本憲法はマルコス政権下における 1973 年憲法を改正する形で作られたが、基本的には 1935 年のコモンウェルス憲法の枠組みが残されている。以下、現行憲法の理解のために、フィリピンの憲法史を概観する。

### １．1899 年マロロス憲法

フィリピンは、16 世紀後半よりスペインの支配下に置かれた経験から、当時はスペインの制度に従った政治制度が導入された。19 世紀後半には、統治下に置かれた国民の間にも中産階級が出現し始め、独立運動が活発化するようになった。1898 年、対スペイン独立戦争のさなかにスペインと対立関係にあったアメリカが攻め入ってくるという複雑な状況下で独立政府はマロロス憲法を制定し、1899 年にこれを施行した（Cullinane [2003]）。本憲法は、日本の帝国憲法の公布 10 年後に制定されたもので、アジアで最初の共和国憲法であった。ただし、本憲法は米西戦争の終結によって、フィリピンに対する統治権がスペインからアメリカに移行する最中に制定されたものであったため、その後のアメリカ統治期においてほとんど実効性を有することはなかった（Avila [2002]）。

### ２．1935 年コモンウェルス憲法

1901 年にフィリピンの統治権をスペインから譲渡されたアメリカは、原則としてスペイン統治下における法律の効力を認めるとしたが、同時に、多様な分野にアメリカ法の導入を図った。なかでも、統治に関する法制度は重点が置かれ、立法、行政、司法の分野においてアメリカの制度が取り入れられた（Avila [2002]）。こうしたなか、1935 年に 10 年後の独立を見据えてコモンウェルス憲法が制定された。本憲法はアメリカの連邦および州の憲法をモデルとしたもので、三権分立制度の採用や基本的人権の保障などを規定している。その後、フィリピンは、第 2 次世界大戦下において日本による占領を経て、1947 年に一国としての完全な独立を果たした。本憲法は、その後も若干の改正を経つつ、1972 年まで国家の根幹を規定する憲法として効力を有した。

### ３．1973 年憲法

1972 年、フェルディナンド・マルコス大統領（当時）は戒厳令を布告し、同時に憲法改正に着手した。1973 年に制定された本憲法は、統治構造をアメリカ型の大統領制からイギリス方の議院内閣制に転換するなど、それまでの統治の枠組みに抜本的な変更を加えるものであった。しかし、1981 年の戒厳令解除に際して、再び憲法改正が行われ、1973 年憲法下の議院内閣制は実際には機能することなく、選挙により選出された大統領の下で議員内閣制が機能するというフランスの第 5 共和制憲法に類似した大統領内閣制に変質した（安田 [1985]）。

### ４．1987 年憲法

1983 年、マルコス元大統領の政敵であったベニグノ・アキノ Jr.氏が暗殺され、フィリピン政治は混迷の度を深めていた。1986 年に実施された大統領選挙を機にピープル・パワーと呼ばれるエドサ革命が蜂起され、民衆、国軍、最高裁などからの支持を得て、ベニグノ・アキノ Jr.氏の妻コラソン・アキノ元大統領の当選が宣言された。アキノ元大統領は、政権発足後にマルコス体制下における強権的政治システムの清算を通した民主化を最優先課題に掲げ、社会正義の実現という革命を支えた理念を具体化するため、憲法改正に着手した。1986 年 6 月、アキノ元大統領は自らが任命した 48 人の委員から構成される憲法制定委員会（Constitutional Commission）を設置して憲法改正手続きを進めた。同委員会は 1986 年 10 月に関連審議を終了し、本憲法は 1987 年 2 月 2 日の国民投票 (Plebiscite) により承認され、同日から発行した。

## 第 2 節　1987 年憲法の概要

1987 年憲法は、マルコス期の負の遺産を清算して、政治体制の再民主化と社会改革の実現を達成するという目的の下で制定されたものである。具体的には、第 1 条「国土」、第 2 条「国家政策の宣言と原則」、第 3 条「権利章典」、第 4 条「国籍」、第 5 条「選挙権」、第 6 条「立法府」、第 7 条「執行府」、第 8 条「司法府」、第 9 条「憲法上の委員会」、第 10 条「地方政府」、第 11 条「公務員の責任」、第 12 条「国民経済および国民遺産」、第 13 条「社会正義および人権」、第 14 条「教育、科学技術、芸術、文化およびスポーツ」、第 15 条「家族」、第 16 条「一般規定」、第 17 条「改正」、第 18 条「経過規定」から構成されている。1935 年憲法と比較すると、本憲法の特徴は、第 2 条の「国家政策の宣言と原則」が公正かつ活力ある社会秩序および社会正義の促進、法の下における男女平等権の保障、

労働権の保護、村落開発および農地改革の推進、固有の文化共同体の諸権利の保障などの規定により拡充されていること、12 条の「国民経済および国民遺産」で経済ナショナリズムの立場が明確化されていること、第 13 条「社会正義および人権」、第 14 条「教育、科学技術、芸術、文化およびスポーツ」、第 15 条「家族」など新しい規定が盛り込まれたことにある。また、1973 年憲法と比較すると、自由権的人権、社会権的人権、国民の経済・社会生活における国家の役割が強調されている点に加えて、司法府や地方自治体の独立保障規定が追加されるなど、再民主化に向けたマルコス期の負の遺産の清算を目指す立法意図の存在が伺える。

マルコス権威主義体制は、憲法上は 1972 年に布告された戒厳令に、1981 年の戒厳令解除後は大統領中心型の議院内閣制によって支えられていた。この反省を踏まえて、1987 年憲法では、1935 年憲法で指向されていたアメリカ型の大統領制に回帰した。権威主義体制への揺り戻しを防止するために、1987 年憲法では、1 期 6 年で再選は禁止という大統領の任期制限（第 7 条第 4 節）、親族など大統領に関係する者の官職就任の制限（第 7 条 13 節）、戒厳令布告の権限の制限（第 7 条第 18 節）など大統領の権限濫用や政治的腐敗に対する防止措置規定が設けられている。こうした規定は、1972 年の戒厳令の布告と 1973 年の憲法改正の背景には、すでに 2 期務めていたマルコス元大統領が 1935 年憲法上の 3 選禁止規定を阻止したかったという事情があったことや、長期化するマルコス権威主義体制下では政治的腐敗が深刻な問題となったという事情がある。また、権限濫用の防止や汚職対策として、大統領や最高裁長官を含む政府高官の弾劾制度の整備やオンブズマン庁の設置（第 2 条第 27 節、第 11 条）規定も設けられた。

## 第 3 節　司法制度に関する規定

1987 憲法は第 8 条「司法府」において司法権は最高裁判所および下級裁判所に属すると定めている。司法権には当事者間の権利義務関係に関する具体的な法的争訟を解決する権限のほかに、行政府による裁量権濫用の有無を判断する権限も含まれる。フィリピンの司法制度は、4 つの階層から構成される（図 1 参照）。このうち、最高裁判所および控訴裁判所は再審理裁判所として、地域裁判所・都市圏裁判所・ミュニシパル裁判所・ミュニシパル巡回裁判所などは予審裁判所として機能する。最上層に位置する最高裁判所は、大法廷と 3 つの小法廷により構成され、法律、条約、国際協定、行政協定、大統領令、布告、命令、通達、条例などの合憲性が争点となる訴訟を審理する権限を有する。また、最高裁判所は司法行政の要としても機能し、すべての裁判所および裁判所職員に対する行政監督権 と下級裁判所判事に対する罷免を含む懲戒権を有する。

図１　フィリピンの司法制度

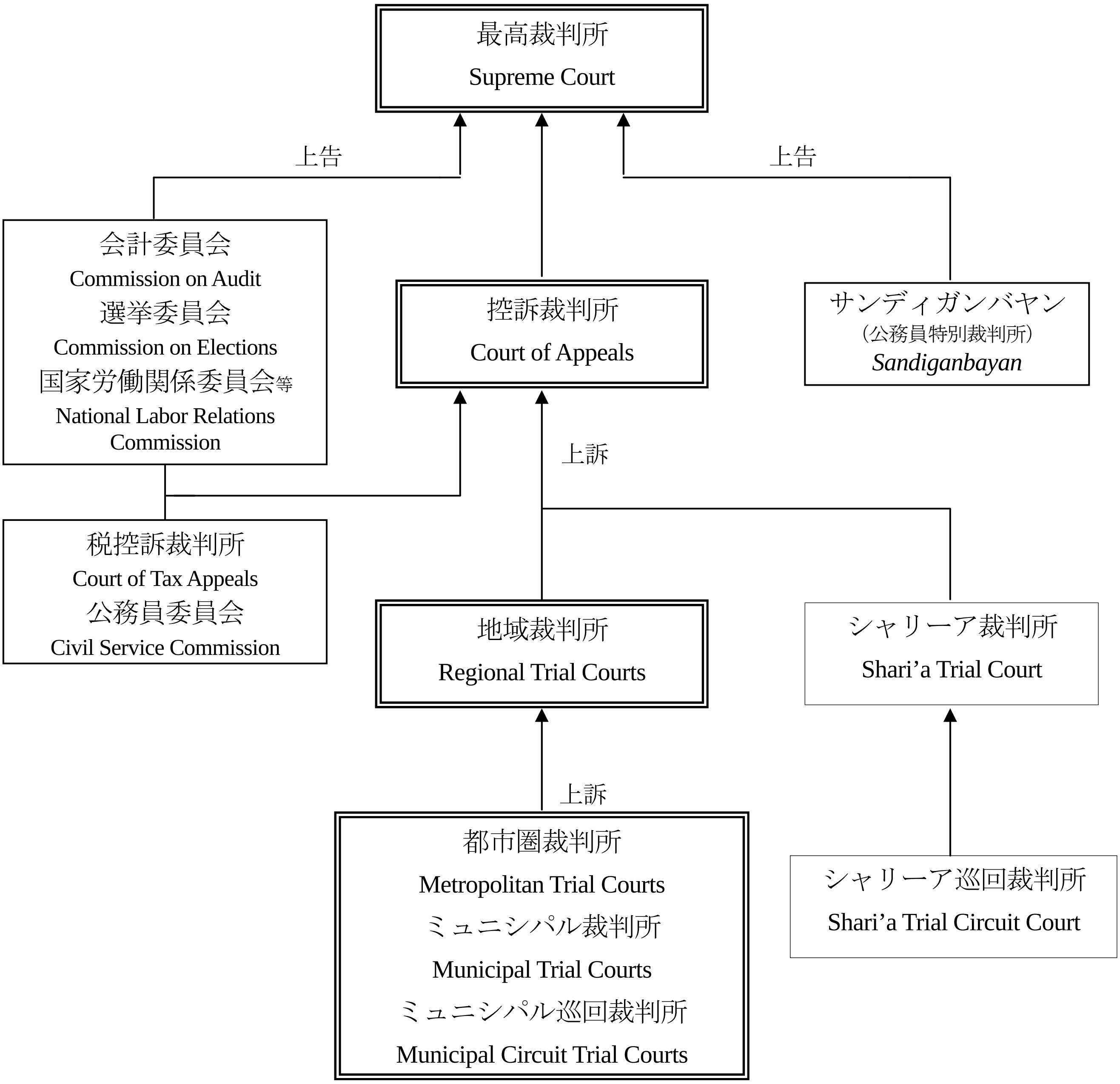


(出所)　筆者作成。

図２　最高裁判所判事任命手続き

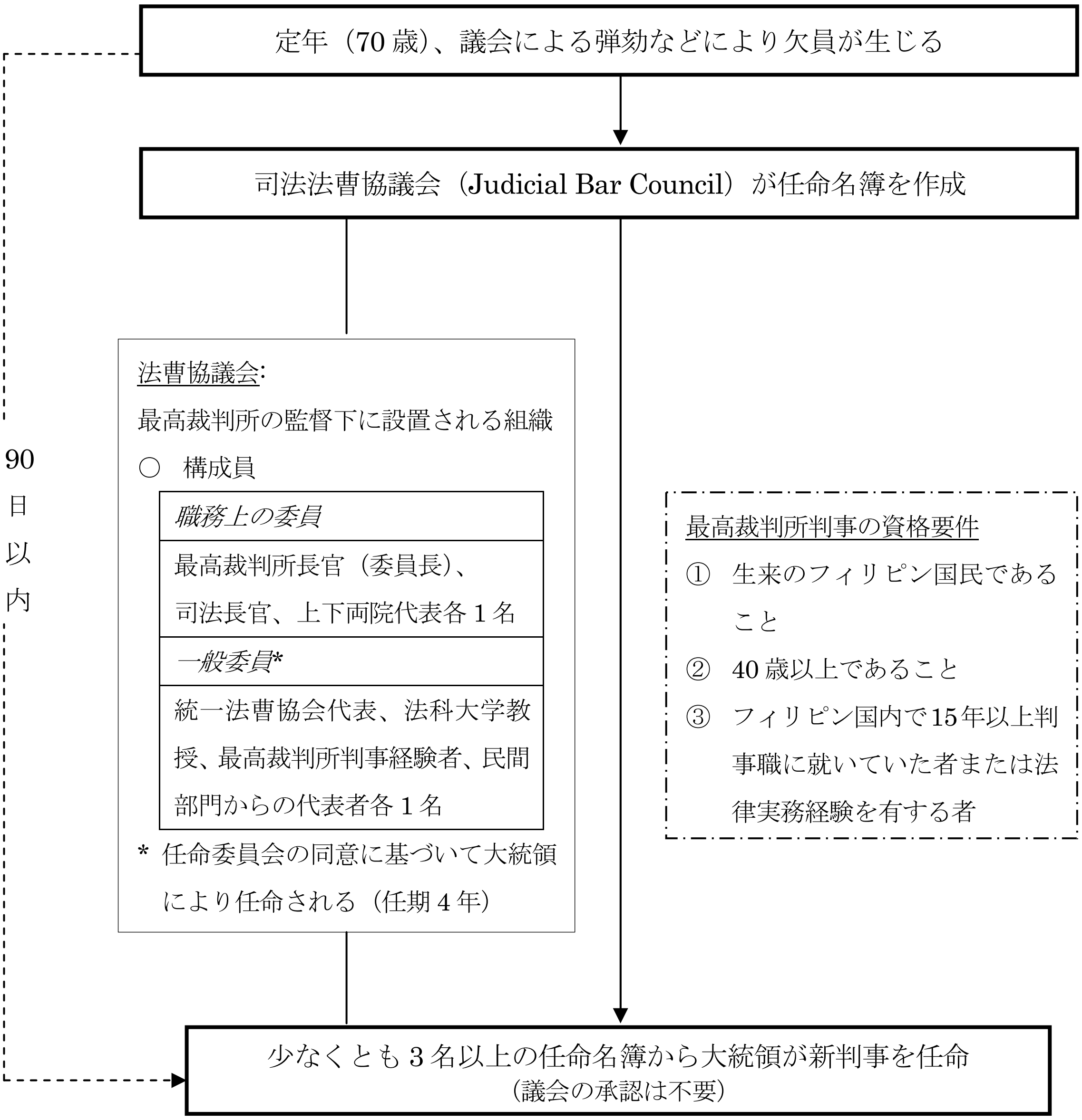


（出所）　筆者作成。

## １．最高裁判所

高裁判所は長官と 14 名の判事の合計 15 名により構成される（現在の構成員については表 3（p. 82）参照）。原則として、最高裁判所の法廷は全員、7 名、5 名、3 名の部に適宜分かれて構成される。判決は審理に実際に参加した判事の過半数の合意により下されるが、小法廷において一定数の合意が得られない場合は、当該係争事件は大法廷に送付され、判事全員の審議を経て決定されなければならない。最高裁判事は、生来のフィリピン国民であること、40 歳以上であること、フィリピン国内において 15 年以上判事職または法律実務に就いていたことなどの資格要件を満たさなければならない。また、最高裁判事は、定年（70 歳）または執務に耐えないと判断される特段の理由がない限り罷免されないことが憲法上保障されているが、他方、反逆罪、贈収賄、汚職、その他の重大犯罪にかかわった場合、または、公的信託に対する背信行為をおこなった場合は、弾劾裁判の対象となり有罪判決を受けた場合は免職される可能性がある。

最高裁判事に欠員が生じた場合は、法曹協議会が作成した少なくとも 3 名以上の任命名簿に基づき、大統領が新判事を任命する。この任命はいかなる承認をも要しない。この任命は欠員が生じた日から 90 日以内になされなければならない（図 2 参照）。弾劾発議に関する権限は下院にあり、下院からの弾劾発議を受けた上院は、速やかに弾劾裁判所を上院に設置し、漸次案の審理を進めて最終判断を示す権限を有する。最高裁長官を対象とした弾劾裁判の場合は、上院議長が裁判長を務め、全上院議員の 3 分の 2 以上の同意が得られた場合に判決の内容を決定することができる。

## ２．下級裁判所

控訴裁判所は、地域裁判所からの上訴を受けて訴訟を審理する機関で、首席判事 1 名と 49 名の判事により構成される。判事の資格要件は最高裁判所と同様であり、各法廷は民事 4、刑事 2、特別事件 4 の合計 10 部により構成される。一法廷は 3 名の判事によって構成され、そのうち 2 名の合意にもとづき判決が下されることを原則とするが、全員の合意が得られない場合には同じ部に属する他の判事の助言を受けなければならない。

地域裁判所は、全国 13 区分の司法管区下におかれ、各区はさらに 20 から 50 の支部に分かれる。判事の資格要件は、年齢 35 歳以上かつ 10 年以上の法曹実務経験を有する者でなければならないとされる。地域裁判所は都市圏裁判所、ミュニシパル裁判所、ミュニシパル巡回裁判所からの上訴に関する管轄権を有する。これらの裁判所はいずれも下級の事実審裁判所に該当する。

地域裁判所は、全国 13 区分の司法管区下におかれ、各区はさらに 20 から 50 の支部に分かれる。判事の資格要件は、年齢 35 歳以上かつ 10 年以上の法曹実務経験を有する者で

なければならないとされる。地域裁判所は都市圏裁判所、ミュニシパル裁判所、ミュニシパル巡回裁判所からの上訴に関する管轄権を有する。これらの裁判所はいずれも下級の事実審裁判所に該当する。裁判所改組法は、全国に都市圏裁判所を 82 カ所、ミュニシパル裁判所を 436 カ所、ミュニシパル巡回裁判所を 482 カ所設置するよう規定している。これらの裁判所の判事は、30 歳以上かつ 5 年以上の法曹実務経験を有する者でなければならない。ミュニシパル裁判所では少額の民事事件や市町村の条例違反といった軽微な刑事事件が取り扱われる。シャリーア裁判所およびシャリーア巡回裁判所は、1977 年に制定されたムスリム個人法典（Code of Muslim Personal Laws）によりミンダナオに設置された事実審裁判所である。シャリーア裁判所は地域裁判所と、シャリーア巡回裁判所はミュニシパル巡回裁判所と同格の裁判所とされる。これらの裁判所はイスラム教徒の家族および相続問題の管轄権を有することから、判事はイスラム法の知識を有することが必要とされる。

３．特別裁判所および憲法上の機関

特別裁判所として汚職など公務員による犯罪を処罰する公務員特別裁判所（サンディガンバヤン）がある。同裁判所は、マルコス政権下の 1973 年憲法に基づき設立され、マルコス政権後においても、引き続き憲法上の機関として設置されている組織である。特別裁判所ながら控訴裁判所と同等の格を有し、長官 1 名と判事 8 名から構成される。同裁判所には 3 つの法廷があり、通常は 3 名の判事による合議審を原則とするが、意見が一致しない場合は新たに 2 名の判事を加えて合議し、その過半数の合意をもって判決を下さなければならない。

この他、憲法の規定により設けられた公務員委員会、選挙委員会、会計検査委員会は所轄事項に対しては調停および仲裁に関する権限を憲法上付与されており、準司法機関としても位置づけられている（第 9 条 A7 節）。委員の資格などは、組織の特性に応じて異なっているが、職務と利害関係にある者が委員となることは禁止されている（同 A2 節）。一方で、在任中の俸給の減額禁止（同 A3 節）、職員の任命権（同 A4 節）、財政自治権（同 A5 節）など、組織の独立性を保障する規定が定められている。これらの委員会は、提起された自案について、原則として全委員の過半数をもって決定を行い、委員会による判断が不服な場合は、関係者は最高裁に提訴することができる（同 A7 節）。

## 第 4 節　憲法条文の比較

表 1 は 1935 年憲法、1973 年憲法、1987 年憲法を司法府に関する規定に限定して比較した表である。1987 年憲法は、1973 年憲法に代表されるマルコスが作り上げた権威主義体制の清算を目的としていたことから、1935 年憲法体制への回帰が大きな流れであったと言われている。実際に、1987 年憲法下では、最高裁における小法廷数の増加、司法審査権の対象に大統領令、布告、命令、通達、条例などを追加、司法府の財政自治権の保障、判事任命手続きにかかわる司法法曹協議会の設置、判事の兼業禁止規定など、従来の司法権の範囲にいくつかの変更が加えられた。しかし、司法府に関する条文に限ってみると、その傾向は必ずしも当てはまらないという点には注意を払う必要がある。これらの 3 つの憲法を比較すると、1987 年憲法では民主体制下にあった 1935 年憲法ではなく、マルコス権威主義体制下で制定された 1973 年憲法の最高裁判所の第一審管轄権、誤審を回避するための裁判地変更命令、同一審級の裁判所に対する権利の修正の禁止、最高裁判所の行政監督権、審理期間経過後の措置などといった条項をそのまま引き継いでいるという点については、今後さらなる検証が必要である。

表 2 は 1935 年憲法、1973 年憲法、1987 年憲法における「経済条項」に関する規定を比較した表である。経済条項の分野については、1935 年憲法より継続して天然資源の所有や利用、公有地の保有、土地所有の制限、公共事業の運営などフィリピン人優先の原則を徹底することで共通している。1987 年憲法下では、国民経済の目標、森林・国立公園に関する保存、固有の文化共同体の権利保護、財産の利用および民間集団の権利、投資分野の留保、労働におけるフィリピン国民優先、通商政策、専門職の国籍限定、外国借款など新しい条項が追加された。フィリピン国内の経済ナショナリズムの礎となるこれらの条項は、経済自由化政策を推進する政権方針と抵触することがあり、とくにラモス期は行政府が策定、施行する経済政策に対して合憲性を問う訴訟が増加し、裁判所が違憲判決を示す場面がみられた。

表１　司法府に関する憲法条文

| | 1935 年憲法第 8 条 | 1973 年憲法第 10 条 | 1987 年憲法第 8 条 |
|---|---|---|---|
| 司法権 | 最高裁判所および下級裁判所に属する。<br>(第 1 節) | 同左。<br>(第 1 節) | 同左。<br>権利義務関係に関する現実の紛争解決<br>行政府による裁量権濫用の有無の判断を含む。<br>(第 1 節) |
| 裁判所の管轄権と議会 | 議会は各種裁判所の管轄権を規定する権限を有する。<br>但し、最高裁の管轄権を制限することはできない。<br>(第 2 節) | 同左。<br>同左。<br>(第 1 節) | 同左。<br>但し、第 5 節に列挙された事件については、最高裁の管轄権を制限することはできない。<br>(第 2 節) |
| 財政自治権 | --------- | --------- | 司法府は財政自治権を有する。<br>司法府への歳出は、前年度を下回ってはならず、承認後は自動的･定期的に支出される。<br>(第 3 節) |
| 最高裁の構成 | 長官 1 名と判事 10 名。<br>大法廷(全員法廷)と 2 つの小法廷。<br>(第 4 節) | 長官 1 名と判事 14 名。<br>同左。<br>(第 2 節第 1 項) | 同左。<br>大法廷(全員法廷)と 3 つの小法廷(3 人･5 人･7 人)。<br>欠員は 90 日以内に補充。<br>(第 4 節第 1 項) |
| 司法審査権 | 条約または法律の合憲性に関する訴訟は大法廷にて審理される。<br>全判事の 3 分の 2 以上の合意 (concurrence)を得なければ、違憲判決を下すことはできない。<br>(第 10 節) | 条約、行政協定、法律の合憲性に関する訴訟は大法廷にて審理される。10 人以上の判事の合意が得られなければ、違憲判決を下すことはできない。<br>また、大法廷での審理を要する条約、行政協定、法律以外の訴訟については、8 人以上の合意がなければ違憲判決を下すことはできない。<br>(第 2 節第 2 項) | 条約、国際協定、行政協定の合憲性に関する訴訟は大法廷にて審理される。その他、大統領令、布告、命令、通達、条例などの合憲性に関する訴訟も大法廷で審理されなければならない。<br>当該審理に実際に参加しかつ投票を行った判事の過半数の合意が得られない場合は、違憲判決を下すことはできない。<br>(第 4 節第 2 項) |
| 最高裁判所の権限 | 最高裁判所は、第一審上訴管轄権 (original and appellate jurisdiction)を有する。<br>この管轄権は、大使、行使、領事に関するすべての事件に関する管轄権を含む。 | 最高裁判所は以下の権限を有する。<br>大使、公使、領事に関する事件並びに移送令状、禁止令状、職務執行令状、権限 | 同左。<br>同左。 |

| | 1935年憲法第8条 | 1973年憲法第10条 | 1987年憲法第8条 |
|---|---|---|---|
| | (第3節) | 開示令状、人身保護令状の請求に関する第一審管轄権、法律または裁判所規則の定めるところにより、上訴もしくは移送命令に基づき、以下の事件に関する下級裁判所の判決および命令について、再審理、修正、破棄、変更または確認をおこなうこと。 | |
| | 議会は各種裁判所の管轄権を定める権限を有する。 | | 同左。 |
| | 但し、最高裁判所が有する大使、行使、領事に関する事件の第一審管轄権(original jurisdiction)、司法審査権、判決の変更、原判決の破棄、控訴または誤審(審理)令状(writ of error)の棄却に関する権限を剥奪することはできない。 | | |
| | 最高裁判所は以下の事件に関する管轄権を有する。 | 最高裁判所は以下の事件に関する管轄権を有する。 | 最高裁判所は以下の事件に関する管轄権を有する。 |
| | 条約、法令、行政命令または規則などの合憲性または有効性が争われている一切の事件 | 条約、行政協定、法令、条例の合憲性または有効性が争われている一切の事件 | 条約、国際協定、行政協定、法令、大統領令、布告、命令、通達、条例、またはその他の規定の合憲性または有効性が争われている一切の事件 |
| | 租税、関税、税の査定(assessment)もしくは通行税(toll)、またはこれらに関して課せられた罰金の適法性が争われている一切の事件 | 租税、輸入税(impost)、税の査定、もしくは通行税またはこれらに関して課せられた罰金の適法性が争われている一切の事件 | 同左。 |
| | 下級裁判所の管轄権が争われている一切の事件 | 同左。 | 同左。 |
| | 死刑または終身刑が課せられる一切の刑事事件<br>法令違反または法律問題が争われる一切の事件<br>(第2節) | 同左。 | 終身刑またはそれ以上の刑罰が課せられる一切の刑事事件 |

| | 1935年憲法第8条 | 1973年憲法第10条 | 1987年憲法第8条 |
|---|---|---|---|
| | | 同左。<br>(第5節第2項) | 法令違反または法律問題のみが問題となる一切の事件<br>(第5節第2項) |
| | 最高裁判所の承認がある場合のみ、判事を他の地域に異動することができる。 | 下級裁判所判事を、臨時に他の職に就けることができる。この臨時の職務期間は当該判事の同意がないかぎり 6 ヶ月を超えることはできない。<br>(第5節第3項) | 公共の利益に合致する場合は、下級裁判所判事を臨時に他の職に就けることができる。この臨時の職務期間は、当該判事の同意がないかぎり、6 ヶ月を超えることはできない。(第5節第3項) |
| | 議会は法律に基づいて下級裁判所判事の居住地を決めることができる。<br>(第7節) | 誤審を回避するため、裁判地または裁判所の場所の変更を命じること<br>(第5節第4項) | 同左。<br>(第5節第4項) |
| | -------- | 一切の裁判所における訴訟手続、法律実務の許可、統一法曹協会関する規則制定権。<br>但し、本規則は、法律によって無効、改正、補足することができる。 | 一切の裁判所における憲法上の権利保護および執行(enforcement)、訴訟手続、法律実務の許可、統一法曹協会、法律扶助に関する規則制定権。 |
| | 最高裁判所は、一切の裁判所における訴訟手続、法律実務の許可などに関する規則制定権を有する。 | | -------- |
| | これらの規則は、同一審級のすべての裁判所に対しては、同一の内容を規定するものとし、実体的権利を縮小、増大または修正するものであってはならない。この結果、既存の訴訟手続、法律実務に関する法律を廃止し、裁判所規則を布告する(declare)。最高裁判所は裁判所規則を改正、一部修正する権限を有する。<br><br>但し、議会による訴訟手続、法律実務の許可に関する規則を廃止、改正、補足は可。<br>(第13節) | これらの規則は、事件の迅速な処理のための簡易かつ低廉な手段を定め、同一審級のすべての裁判所に対しては、同一の内容を規定するものとし、実体的権利を縮小、増大または修正するものであってはならない。<br>(第5節第5項) | 同左。<br><br>特別裁判所および準司法機関の手続に関する規則は、最高裁判所によって否認されない限り効力を有する。<br>(第5節第5項) |

| | 1935年憲法第8条 | 1973年憲法第10条 | 1987年憲法第8条 |
|---|---|---|---|
| | -------- | 公務員法に基づく司法府の一切の職員および雇員の任命(第5節第6項) | 同左。<br>(第5節第6項) |
| 最高裁判所の行政監督権 | -------- | すべての裁判所および裁判所職員に対して、行政監督権を有する。(第6条) | 同左。<br>(第6条) |
| 最高裁判事の資格要件 | 生来のフィリピン国民<br>40歳以上<br>判事、法律家として 10 年以上の実務経験がある者<br>(第6節) | 同左。<br>同左。<br>同左。<br>(第3節第1項) | 同左。<br>同左。<br>判事、法律家として 15 年以上の実務経験がある者<br>(第7節第1項) |
| 判事の人格的資格要件 | 最高裁判事と下級裁判事はすべて品行方正であること。<br>(第9節) | 同左。<br><br>(第7節) | 適切な能力を有し、誠実、連結かつ独立している者<br>(第7節第3項) |
| 下級裁判所判事の資格要件 | フィリピン国民で法律実務に就く資格のある者。その他の要件は議会が定める。(第8節) | フィリピン国民で、統一法曹協会に所属している者。その他の要件は議会が定める。(第3節第2項) | 同左。<br>(第7節第2項) |
| 司法法曹協議会(Judicial Bar Council) | -------- | -------- | 最高裁判所の監督権の下、設立される<br>最高裁長官、司法長官、国会代表などが務める委員の任期は原則 4 年で大統領により任命される<br>主な権能は司法府への受命者の推薦<br>(第8節第1･5項) |
| 判事の任命 | 大統領による任命。任命委員会の同意を要する。<br>(第5節) | 大統領による任命。<br>(第4節) | 欠員が生じ次第、大統領は法曹協議会が作成した少なくとも 3 名以上の指名者名簿から新判事を任命する。この任命は承認不要。<br>下級裁判所については、名簿提出後90日以内に任命<br>(第9節) |
| 判事の報酬 | 報酬の額は法律により定められる。在任中は減額されない。<br>議会の定めのない場合は、最高裁長官には16,000ﾍﾟｿ、最高裁判事には 15,000 ﾍﾟｿが支払われる。<br>(第9節) | 同左。<br><br><br>議会の定めのない場合は、最高裁長官には75,000ﾍﾟｿ、最高裁判事には 60,000 ﾍﾟｿが支払われる。<br>(第10節) | 同左。<br><br><br>------<br>(第10節) |
| 判事の定年 | ① 70歳または執務に耐えなくなるまで。<br>(第9節) | 同左。<br>最高裁大法廷は下級裁判事を投票者の 8 名以上の一致で罷免しうる。 | 同左。<br>最高裁大法廷は下級裁判事を投票者の過半数の一致で罷免しうる。 |

| | 1935年憲法第8条 | 1973年憲法第10条 | 1987年憲法第8条 |
|---|---|---|---|
| | | (第7節) | (第11節) |
| 判事の兼任不可 | -------- | -------- | 判事は準司法的または行政的権限を行使する機関に任命されることはない。(第12節) |
| 合議制 | 大法廷、小法廷の双方において、最終判決を下す前には協議により結論に到達していることを要する。<br><br>--------<br><br>反対意見を有した判事はその理由を述べなくてはならない。<br><br>④ --------<br><br>(第11節) | ① 同左。<br><br>② ------<br><br>③ 同左。<br><br>④ 同様の要件は、すべての下級の合議体裁判所にも適用される。<br>(第8節) | 同左。<br><br>この旨を記した証明書は、最高裁長官の署名を添えて速やかに当事者に送達されなくてはならない。<br>当該判決に参加せず、反対意見を有しまたは態度を保留した判事はその理由を述べなくてはならない。<br><br>同左。<br>(第13節) |
| 再審の申立て | すべての判決は、起訴事実と法的根拠を明確に示したものでなければならない。<br>-------- | 同左。<br><br>処理済みの事件に関わる布告は、裁判規則に基づく。(第9節) | 同左。<br><br>再審の申立については、適法手続の拒絶による却下は認められない。(第14節) |
| 審理期間の上限 | -------- | 最高裁における各審理は、提訴日から18ヶ月以内に終了されなければならない。<br><br>その他、下級(合議体)裁判所は12ヶ月以内、その他の下級裁判所の場合は3ヶ月以内に審理は終了されなければならない。<br>(第11節第1項) | 最高裁における各審理は、提訴日から2年以内に終了されなければならない。<br><br>その他、下級(合議体)裁判所は12ヶ月以内、その他の下級裁判所の場合は3ヶ月以内に審理は終了されなければならない。<br>(憲第15節第1項) |
| 提訴時の認定 | -------- | -------- | 裁判規則または裁判所自治によって要求された最終申立書、弁論趣意書または覚え書きが提出された時を、訴訟が判決または決定のために提訴されたと見なす。(第15節第2項) |
| 訴訟遅延証明書の送付 | -------- | 各審理期間経過後は、最高行政官が署名した証明書のｺﾋﾟｰを記録、保存しなければならない。 | 各審理期間経過後は、最高裁長官または下級裁首席判事が署名した証明書を当事者に送達しなければ |

| | 1935年憲法第8条 | 1973年憲法第10条 | 1987年憲法第8条 |
|---|---|---|---|
| | | (第11節第2項) | ならない。(第15節第3項) |
| 審理期間経過後の措置 | -------- | 審理期間経過後も、裁判所はその結果生じうる責任に影響を及ぼすことなく、以降の遅滞なく判決または決定を下さなければならない。<br>(第11節第2項) | 同左。<br>(第15節第4項) |
| 行政および議会に対する報告義務 | -------- | 議会の通常会期の開始後30 日以内に、大統領、首相および議会に対して年次報告書を提出しなければならない。<br>(第12条) | 議会の通常会期の開始後30 日以内に、大統領および議会に対して年次報告書を提出しなければならない。<br>(第16節) |

（出所） Carmelo［1999］， 衆議院憲法調査会事務局[2003]，最高裁公式ホームページ（http://sc.judiciary.gov.ph/［ダウンロード日 2012年3月7日］）より筆者作成。

表2　経済条項に関する憲法条文

| | 1935 憲法第 13 条 | 1973 憲法第 14 条 | 1987 憲法第 12 条 |
|---|---|---|---|
| 国民経済の目標 | ---------- | ---------- | ①　機会、所得、富のより衡平な分配。<br>②　人民の便益に供する財、用益の持続的な増加。<br>③　すべての人民、とくに社会的弱者の生活の質の向上のための生産性の拡大<br>④　健全な農業発展と農地改革に基づいた人的・自然資源の完全かつ効率的な利用。<br>⑤　国内・外国市場の競争的産業を通した産業化と完全雇用の促進。<br>(第 1 節) |
| 天然資源の所有・利用 | ①　すべての公有地、水面、鉱物資源、ｴﾈﾙｷﾞｰ資源、漁業資源、天然資源は国が所有する。<br>②　天然資源の開拓、開発、利用はフィリピン国民とフィリピン国民が少なくとも資本の 60%を所有する法人に限定される。<br>③　農地を除いたすべての天然資源は譲渡できない。<br>④　農地を除いたすべての天然資源は譲渡できず、灌漑、水の供給、漁業、産業用水、水力発電などの水利権以外は 25 年を超えて借用することはできない。<br>(第 1 節) | ①　同左。<br>②　農地を除いたすべての天然資源は譲渡できず、灌漑、水の供給、漁業、産業用水、水力発電などの水利権以外は 25 年を超えて借用することはできない。<br>(第 8 節) | ①　同左。<br>②　農地を除いたすべての天然資源は譲渡できない。<br>③　天然資源の開拓、開発、利用は国の統制、監督下におかれる。<br>④　国が共同生産、合弁、生産分余協定を締結することができるのは、フィリピン国民が少なくとも資本の 60%を所有する法人に限定される。<br>⑤　この協定は 25 年間を超えることはできない。<br>⑥　大統領は、外国所有法人と、鉱物資源、石油その他の鉱油の大規模採掘、開発の技術的・資金 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 的援助を含む協定を締結することができる。(第2節) |
| 公有地の取扱い | ① 営利法人(private corporation)または民間の社団(private association)は、1,024ヘクタールを超える公有農業地を保有できない。<br>② 個人は、144ヘクタールを超える公有地を保有することができず、1,024ヘクタールを超える公有地を借用することはできない。<br>③ 2,000ヘクタールを超える放牧地は個人並びに営利法人または民間の社団に借用させることはできない。(第2節)<br>④ 議会は、個人と法人が保有できる私的農業地に関する権利に関する法律を、既存の法律に配慮しつつ、定めることができる。<br>(第3節) | ① 公有地の分類…農業地、工業地、商業地、住宅地、再定住地、鉱業地、森林、放牧地<br>② ----------<br>③ 営利法人または民間の社団は、借地による場合(1,000ヘクタール以下)を除いて公用譲渡可能地を保有できない。<br>④ フィリピン国民は、500ヘクタールを超えない範囲で公有地を借用することができ、24ヘクタールを超えない範囲でこれを購入することができる。営利法人または民間の社団は、100,000ヘクタールを超える森林地を借用することはできない。(第10節)<br>⑤ 同右<br>(第11節) | ① 公有地の分類…農業地、森林、鉱業地、国立公園<br>② 譲渡可能な公有地は農業地のみ<br>③ 営利法人または民間の社団は、借地による場合(最長25年、1,000ヘクタール以下)を除いて公用譲渡可能地を保有できない。<br>④ フィリピン国民は25ヘクタールを超えない農業地を購入することができる。<br>⑤ 議会は公有地の規模と条件に関する法律を定めることができる。<br>(第3節) |
| 森林・国立公園の取扱い | ---------- | ---------- | 議会は、法律により森林・国立公園の限界を定め、明確な境界を記すことができる。(第4節) |
| 固有文化共同体の保護 | ---------- | ---------- | 議会は、固有の文化共同体が先祖伝来の地を経済的・社会的・文化的福利のために確保する権利を保護する。(第5節) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 財産の利用、民間集団の権利 | ---------- | ---------- | ① 財産の利用は社会的機能を有し、すべての経済的行為者は公共善に貢献する。<br>② 個人及び営利法人、協同組合、同様の団体組織を含む民間団体は、経済企業を所有、設立、運営する権利を有する。但し、公共善が要求する場合には、分配的正義を促進し、独立参入すべき国の義務に従わなければならない。<br>(第6節) |
| 土地所有権の譲渡 | 世襲相続の場合を除き、民有地は、資格を有する個人、法人、社団以外には譲渡されてはならない。<br>(第5節) | 同左。<br>(第14節) | 同左。<br>(第7節) |
| フィリピン国籍喪失者の取扱い | ---------- | フィリピン国籍を喪失した生来のフィリピン国民は、法律の定める制限に従い、民有地の譲受人となることができる。<br>(第15節) | 同左。<br>(第8節) |
| 経済・企画機関の独立性 | ---------- | ① 議会は、大統領を長とする国家経済開発庁(National Economic Development Authority)を設置する。<br>② 本機関は、議会に対して国家発展のための継続的な統合・調整計画、政策を勧告し、これを実施する。(第1節)<br>③ ---------- | ① 議会は、大統領を長とする独立した経済・企画機関を設置する。<br>② 同左。<br>③ 議会が別に定めるまで、国家経済開発庁が、政府の独立した企画機関として機能する。<br>(第9節) |
| 投資分野の留保 | ---------- | ① 議会は、国家利益が要請する場合に、国家経済開発庁の勧告に基づき、フィリピン国民と資本の60%がフィリピン国民によって所有されている社団法人のために、一定の投資分野 | ① 同左 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | を留保する。(第 3 節)<br>② ----------<br><br><br><br><br>③ ----------<br><br><br><br><br>④ ---------- | ② 会は、資本が全額ﾌｨﾘﾋﾟﾝ人により所有されている企業の設立、運営を奨励する方策に関する法律を制定する。<br><br>③国民経済、国民財産を取り扱う権利、特権、免許の譲渡に際して、国は有資格のフィリピン人に対して優先順位を付与する。<br><br>④国は、管轄内の外国投資に対して、国家目標と優先順位に従って、規律しかつ権限を行使する。<br>(第 10 条) |
| 公益事業の運営 | ① 公共事業の運営許可、その他の権限付与は、フィリピン国民またはその資本の少なくとも 60%がフィリピン国民によって所有されている社団法人以外には譲渡されない。(第 8 節)<br><br>② ---------- | ① 同左。<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>② 公益事業企業の運営組織への外国投資家の参加は、その資本への持ち分比率に限定される。(第 5 節) | ① 同左。<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>② 公益事業企業の運営組織への外国投資家の参加は、その資本への持ち分比率に限定され、かかる法人又は社団のすべての執行、経営役員はフィリピン国民でなければならない。<br>(第 11 節) |
| フィリピン人優先原則 | ---------- | ---------- | 国は、フィリピン人の労働、国内原料、国産品の優先的利用を促進し、それらが競争力を有するように助成する措置をとる。<br>(第 12 節) |
| 通商政策 | ---------- | ---------- | 国は、一般的福祉に資する通商政策を追求する。<br>(第 13 節) |
| 専門職の国籍限 | ---------- | ---------- | ① 国は、すべての分野でのフィリピン人専門職からなる国家的人材の |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 定 | | | 持続的開発を促進する。<br>② 国は、適正技術を奨励し、国家の利益のためにその移転を規制しなければならない。<br>③ フィリピン国内のすべての専門職業は、法律により定める場合を除き、フィリピン国民に限定される。<br>(第 14 節) |
| 協同組合の推進 | ---------- | ---------- | 国は、社会正義と経済発展のために、協同組合の活性化と成長を促進するための機関を創設する。<br>(第 15 節) |
| 社団法人・政府系公社の設立 | ① 議会は、一般法による場合を除いて、民間法人の設立、組織化、規律について規定できない。(第 7 節)<br>② ---------- | ① 同左。<br>(第 4 節)<br>② ---------- | ① 同左。<br>② 政府所有の法人は、経済的活性を審査した上で、設立に必要な特別許可上を与えられる。<br>(第 16 条) |
| 非常事態の民間事業一時収容 | ---------- | 国家非常事態に際して、国は、民間所有の公益事業または公共の利益に影響を及ぼす事業の運営を、一時的に収容することができる。<br>(第 7 節) | 国家非常事態に際して、公共利益にかなう場合は、国は、民間所有の公益事業または公共の利益に影響を及ぼす事業の運営を、一時的に収容することができる。<br>(第 17 条) |
| 公的事業の民間移転 | 国は、国民の福祉、防衛のために運輸･通信産業を設立、運営でき、公正な補償を支払ったうえで、それらを公的所有事業や政府によって運営される他の民間企業に移転することができる。(第 6 節) | 同左。<br>(第 6 節) | 国は国民の福祉、防衛のために必需産業の設立、運営でき、公正な補償を支払ったうえで、それらを公的所有事業や政府によって運営される他の民間企業に移転することができる。<br>(第 18 節) |
| 独占・不正競争の禁止 | ---------- | ① 国は、公共の利益が必要とする場合は、独占を規制、禁止する。<br>② 取引制限のための結合も不正競争も不可<br>(第 2 条) | ① 同左。<br>② 同左。<br>(第 19 節) |
| 中央金 | ---------- | ① 議会は独立した中央金 | ① 同左。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 融<br>機構の設置および機能 | | 融機構を設置。<br>② ---------<br>③ 本機構は、通貨、銀行、信用の分野における政策指示を提供する。また、銀行の運営に対する監督権を有し、金融機関の運営に対して、法律に定める規制権限を行使する。<br>④ 議会が別に定めるまで、フィリピン中央銀行が、中央金融機構として機能する。<br>(第 14 節) | ② その理事会委員は生来のフィリピン国民に限定され、その過半数は民間出身とする。<br>③ 同左。<br>⑤ 同左。<br>(第 20 節) |
| 外国借款 | ---------- | ---------- | 外国借款は、法律と金融機構の規制のみによっておこなうことができる。政府が取得、補償した外国借款に関する情報は、公共に供される。(第 21 節) |
| 制裁規定 | ---------- | ---------- | 本状の規定を回避し、否認する一切の行為は、国家利益を損なうものとされ、法律の定める刑事、民事の制裁に服する。<br>(第 22 節) |

（出所）Carmelo[1999]、Gupit [1993]、衆議院憲法調査会事務局[2003]、最高裁公式ホームページ（http://sc.judiciary.gov.ph/ ［ダウンロード日 2012 年 3 月 7 日］）より筆者作成。

## 第 5 節　最高裁人事の変遷

表 3 は 1986 年の政変以降から現在までの最高裁判所判事を年表形式でまとめたものである。アキノ元大統領は政権成立後、中央および地方における政府内の人事を刷新し、前政権の影響力を一掃することを目的として大統領就任後に布告第 1 号をもって大統領による任命職にあるすべての公務員に対して辞表を提出するよう命じた。裁判所も例外ではなく、最高裁長官をはじめとする判事らはこの布告を受けて速やかに辞表を提出した。最高裁判事については、その後、大統領主導で長官をはじめとする判事らが改めて任命されたが、最高裁長官にはマルコス政権下で最高裁判事をつとめたクラウディオ・ティーハンキー氏が、また、ビンセンテ・アバド・サントス氏、アメウルフィナ・ヘレラ氏、ネスター・

アランパイ氏、ヒューゴ・ギテレス氏といったマルコス政権末期に最高裁判事を務めた面々が再任されるという結果となった。

1987 年憲法下では、前述したとおり最高裁判事の任命方法が変更されたため、任命過程における大統領の恣意性が比較的排除されやすい状況が整えられた。実際に、アキノ政権以降は、控訴裁判所首席判事、弁護士、大学教授、最高裁判所行政官など、さまざまな経歴と経験を有する人材が最高裁判所判事に任命されている。

フィリピンにおける最高裁長官の存在感は大きい。これまでもアキノ元大統領がマルコス政権の後を継いで新政権を樹立した際や、エストラダ元大統領が違法賭博疑惑をきっかけに辞職に追い込まれた時に、憲法上の規定に則りアロヨ元大統領が副大統領に昇格した場合など、重要な政権交代の節目には最高裁長官の陪席によって大統領就任式が行われ、新政権の成立に正統性を付与する役割を担うことで、法の番人としての存在感を示してきたという経緯がある。

表 3　最高裁判所判事　人事年表　（1986－2012）

**1986～1992**　　**アキノ政権**

| | 1986 年 | 1987 年 | 1988 年 |
|---|---|---|---|
| 最高裁長官 | Claudio Teehankee | Claudio Teehankee | Pedro L. Yap → Meracelo B. Fernan |
| | Vincente Abad Santos | | |
| | Jose Y. Feria | Pedro L. Yap | |
| | Pedro L. Yap | Meracelo B. Fernan | |
| | Meracelo B. Fernan | Andres R. Narvasa | Andres R. Narvasa |
| | Andres R. Narvasa | Ameurfina Melencio-Herrera | Ameurfina Melencio-Herrera |
| | Ameurfina Melencio-Herrera | Hugo E. Gutierrez, Jr. | |
| | Nestor B. Alampay | Isagani A. Cruz | Hugo E. Gutierrez, Jr. |
| | Hugo E. Gutierrez, Jr. | Edgardo L. Paras | Isagani A. Cruz |
| | Isagani A. Cruz | Florentino P. Feliciano | Edgardo L. Paras |
| | Edgardo L. Paras | | Florentino P. Feliciano |
| | Florentino P. Feliciano | | Emilio A. Gancayco |
| | | ================ 新任 =============== | Teodoro R. Padilla |
| | | **Emilio A. Gancayco** | Abudulwahid A. Bidin |
| | | （控訴裁判所首席判事） | Abraham F. Sarmiento |
| | | **Teodoro R. Padilla**（弁護士） | Irene R. Cortes |
| | | **Abudulwahid A. Bidin** | Carolina C. Grino-Aquino |
| | | （控訴裁判所判事） | ============== 新任 =============== |
| | | **Abraham F. Sarmiento**（弁護士） | **Leo D. Medialdea** |
| | | **Irene R. Cortes**（大学教授・弁護士） | （最高裁行政官／Court Administrator） |
| | | **Carolina C. Grino-Aquino** | **Florenz D. Regalado**（弁護士） |
| | | （控訴裁判所首席判事） | |

**1986～1992** アキノ政権 **1992～1998 ラモス政権**

| 1989 年 | 1990 年 | 1991 年 | 1992 年 |
|---|---|---|---|
| Meracelo B. Fernan | Meracelo B. Fernan | Meracelo B. Fernan | Andres R. Narvasa |
| Andres R. Narvasa<br>Ameurfina Melencio-Herrera<br>Hugo E. Gutierrez, Jr.<br>Isagani A. Cruz<br>Edgardo L. Paras<br>Florentino P. Feliciano<br>Emilio A. Gancayco<br>Teodoro R. Padilla<br>Abudulwahid A. Bidin<br>Abraham F. Sarmiento<br>Irene R. Cortes<br>Carolina C. Grino-Aquino<br>Leo D. Medialdea<br>Florenz D. Regalado | Andres R. Narvasa<br>Ameurfina Melencio-Herrera<br>Hugo E. Gutierrez, Jr.<br>Isagani A. Cruz<br>Edgardo L. Paras<br>Florentino P. Feliciano<br>Emilio A. Gancayco<br>Teodoro R. Padilla<br>Abudulwahid A. Bidin<br>Abraham F. Sarmiento<br>Irene R. Cortes<br>Carolina C. Grino-Aquino<br>Leo D. Medialdea<br>Florenz D. Regalado | Andres R. Narvasa<br>Hugo E. Gutierrez, Jr.<br>Isagani A. Cruz<br>Edgardo L. Paras<br>Florentino P. Feliciano<br>Teodoro R. Padilla<br>Abudulwahid A. Bidin<br>Carolina C. Grino-Aquino<br>Leo D. Medialdea<br>Florenz D. Regalado<br><br>============ 新任 ============<br>**Hiralio G. Davide, Jr.**<br>（グッドガバナンス大統領委員会委員長）<br>**Flerida Ruth P. Romero**<br>（弁護士）<br>**Rodolfo A. Nocom**<br>（控訴裁判所首席判事） | Hugo E. Gutierrez, Jr.<br>Isagani A. Cruz<br>*Edgardo L. Paras*<br>Florentino P. Feliciano<br>Teodoro R. Padilla<br>Abudulwahid A. Bidin<br>Carolina C. Grino-Aquino<br>Leo D. Medialdea<br>Florenz D. Regalado<br>Hiralio G. Davide, Jr.<br>Flerida Ruth P. Romero<br>Rodolfo A. Nocom<br><br>============ 新任 ============<br>**Jose A. R. Melo**<br>（最高裁行政官／Court Administrator）<br>**Josue No. Bellosillo**<br>（最高裁行政官／Court Administrator） |

**1992～1998** ラモス政権

| 1993 年 | 1994 年 | 1995 年 | 1996 年 |
|---|---|---|---|
| Andres R. Narvasa | Andres R. Narvasa | Andres R. Narvasa | Andres R. Narvasa |
| Isagani A. Cruz | | | |
| Florentino P. Feliciano | Florentino P. Feliciano | Florentino P. Feliciano | |
| Teodoro R. Padilla | Teodoro R. Padilla | Teodoro R. Padilla | Teodoro R. Padilla |
| Abudulwahid A. Bidin | Abudulwahid A. Bidin | | |
| Carolina C. Grino-Aquino | | | |
| Florenz D. Regalado | | | |
| Hiralio G. Davide, Jr. | Florenz D. Regalado | Florenz D. Regalado | Florenz D. Regalado |
| Flerida Ruth P. Romero | Hiralio G. Davide, Jr. | Hiralio G. Davide, Jr. | Hiralio G. Davide, Jr. |
| Rodolfo A. Nocom | Flerida Ruth P. Romero | Flerida Ruth P. Romero | Flerida Ruth P. Romero |
| Jose A. R. Melo | *Rodolfo A. Nocom* | | |
| Josue No. Bellosillo | Jose A. R. Melo | Jose A. R. Melo | Jose A. R. Melo |
| | Josue No. Bellosillo | Josue No. Bellosillo | Josue No. Bellosillo |
| | | | Reynato S. Puno |
| | Reynato S. Puno | Reynato S. Puno | Jose C. Vitug |
| | Camilo D. Quiason | | Santiago M. Kapunan |
| | Jose C. Vitug | Jose C. Vitug | Vicente V. Mendoza |
| | | Santiago M. Kapunan | Ricardo J. Francisco |
| | | Vicente V. Mendoza | Regino C. Hermosisima, Jr. |
| =========== 新任 ============ | =========== 新任 ========== | ========== 新任 =========== | =========== 新任 ============ |
| **Reynato S. Puno**（控訴裁判所首席判事） | **Santiago M. Kapunan**（弁護士） | **Ricardo J. Francisco** | **Artemio V. Panganiban** |
| **Camilo D. Quiason** | **Vicente V. Mendoza** | **Regino C. Hermosisima, Jr.** | （フィリピン商工会議所副頭取） |
| **Jose C. Vitug**（大学教授） | | | **Justo P. Torres, Jr.** |

| **1992〜1998**　ラモス政権 | **1998〜2001.1**　エストラーダ政権 | | |
|---|---|---|---|
| 1997 年 | 1998 年 | 1999 年 | 2000 年 |
| *Andres R. Narvasa* | Hiralio G. Davide, Jr. | Hiralio G. Davide, Jr. | Hiralio G. Davide, Jr. |
| Florenz D. Regalado | | | |
| Hiralio G. Davide, Jr. | | | |
| Flerida Ruth P. Romero | Flerida Ruth P. Romero | | |
| Jose A. R. Melo | Jose A. R. Melo | Jose A. R. Melo | Jose A. R. Melo |
| Josue No. Bellosillo | Josue No. Bellosillo | Josue No. Bellosillo | Josue No. Bellosillo |
| Reynato S. Puno | Reynato S. Puno | Reynato S. Puno | Reynato S. Puno |
| Jose C. Vitug | Jose C. Vitug | Jose C. Vitug | Jose C. Vitug |
| Santiago M. Kapunan | Santiago M. Kapunan | Santiago M. Kapunan | Santiago M. Kapunan |
| Vicente V. Mendoza | Vicente V. Mendoza | Vicente V. Mendoza | Vicente V. Mendoza |
| Ricardo J. Francisco | Artemio V. Panganiban | Artemio V. Panganiban | Artemio V. Panganiban |
| | Antonio M. Martinez | | |
| Artemio V. Panganiban | Fidel P. Purisima | Fidel P. Purisima | |
| *Justo P. Torres, Jr.* | | Leonardo A. Quisumbing | Leonardo A. Quisumbing |
| | | Bernardo P. Pardo | Bernardo P. Pardo |
| | | Arturo B. Buena | Arturo B. Buena |
| | | Minerva P. Gonzaga-Reyes | Minerva P. Gonzaga-Reyes |
| | | | Consuelo Ynares-Santiago |
| | ============ 新任 ============ | | Sabino R. de Leon, Jr. |
| | **Leonardo A. Quisumbing** | | |
| =========== 新任 =========== | （元労働雇用省長官） | =========== 新任 ============ | ========== 新任 =========== |
| **Antonio M. Martinez** | **Bernardo P. Pardo** | **Consuelo Ynares-Santiago** | **Angelina Sandoval-Gutierrez** |
| **Fidel P. Purisima** | （元選挙管理委員会委員長） | （控訴裁判所判事） | （控訴裁判所判事） |
| | **Arturo B. Buena** | **Sabino R. de Leon, Jr.** | |
| | **Minerva P. Gonzaga-Reyes** | （サンディガンバヤン判事） | |

| **2001.1～2010.6** | アロヨ政権 | | |
|---|---|---|---|
| 2001 年 | 2002 年 | 2003 年 | 2004 年 |
| Hiralio G. Davide, Jr. | Hiralio G. Davide, Jr. | Hiralio G. Davide, Jr. | Hiralio G. Davide, Jr. |
| Josue No. Bellosillo | Josue No. Bellosillo | | |
| Reynato S. Puno | Reynato S. Puno | Reynato S. Puno | Reynato S. Puno |
| Jose C. Vitug | Jose C. Vitug | | |
| Santiago M. Kapunan | | Vicente V. Mendoza | |
| Vicente V. Mendoza | Vicente V. Mendoza | Artemio V. Panganiban | Artemio V. Panganiban |
| Artemio V. Panganiban | Artemio V. Panganiban | Leonardo A. Quisumbing | Leonardo A. Quisumbing |
| Leonardo A. Quisumbing | Leonardo A. Quisumbing | Consuelo Ynares-Santiago | Consuelo Ynares-Santiago |
| Bernardo P. Pardo | Consuelo Ynares-Santiago | Angelina Sandoval-Gutierrez | Angelina Sandoval-Gutierrez |
| Arturo B. Buena | Angelina Sandoval-Gutierrez | Antonio T. Carpio | Antonio T. Carpio |
| *Minerva P. Gonzaga-Reyes* | Antonio T. Carpio | Ma. Alicia Austria-Martinez | Ma. Alicia Austria-Martinez |
| Consuelo Ynares-Santiago | | Renato C. Corona | Renato C. Corona |
| Sabino R. de Leon, Jr. | | Romeo J. Callejo, Sr. | Romeo J. Callejo, Sr. |
| Angelina Sandoval-Gutierrez | | Conchita Carpio-Morales | Conchita Carpio-Morales |
| | ============= 新任 ============== | Adolfo S. Azcuna | Adolfo S. Azcuna |
| | **Ma. Alicia Austria-Martinez** | | Dante O. Tinga |
| | （控訴裁判所主席判事） | | |
| | **Renato C. Corona** | =========== 新任 ============ | |
| =========== 新任 ============ | （元大統領職主席補佐官） | **Dante O. Tinga** | =========== 新任 ========== |
| **Antonio T. Carpio** | **Romeo J. Callejo, Sr.** （大学教授） | （大学教授） | **Minita Chico-Nazario** |
| （元大統領主席法律顧問・大学教授） | **Conchita Carpio-Morales** | | （サンディガンバヤン首席判事） |
| | （控訴裁判所判事） | | **Cancio C. Garcia** |
| | **Adolfo S. Azcuna**（元大統領主席法律顧問 兼元報道長官） | | （控訴裁判所主席判事） |

**2001.1～2010.6** **アロヨ政権**

| 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 |
|---|---|---|---|
| Artemio V. Panganiban | Artemio V. Panganiban | Reynato S. Puno | Reynato S. Puno |
| Reynato S. Puno | Reynato S. Puno | | |
| Leonardo A. Quisumbing | Leonardo A. Quisumbing | Leonardo A. Quisumbing | Leonardo A. Quisumbing |
| Consuelo Ynares-Santiago | Consuelo Ynares-Santiago | Consuelo Ynares-Santiago | Consuelo Ynares-Santiago |
| Angelina Sandoval-Gutierrez | Angelina Sandoval-Gutierrez | | |
| Antonio T. Carpio | Antonio T. Carpio | Antonio T. Carpio | Antonio T. Carpio |
| Ma. Alicia Austria-Martinez | Ma. Alicia Austria-Martinez | Ma. Alicia Austria-Martinez | Ma. Alicia Austria-Martinez |
| Renato C. Corona | Renato C. Corona | Renato C. Corona | Renato C. Corona |
| Romeo J. Callejo, Sr. | Romeo J. Callejo, Sr. | | |
| Conchita Carpio-Morales | Conchita Carpio Morales | Conchita Carpio Morales | Conchita Carpio-Morales |
| Adolfo S. Azcuna | Adolfo S. Azcuna | Adolfo S. Azcuna | Adolfo S. Azcuna |
| Dante O. Tinga | Dante O. Tinga | Dante O. Tinga | Dante O. Tinga |
| Minita Chico-Nazario | Minita Chico-Nazario | Minita Chico-Nazario | Minita Chico-Nazario |
| Cancio C. Garcia | Cancio C. Garcia | Cancio C. Garcia | |
| | | Presbitero J. Velasco, Jr. | Presbitero J. Velasco, Jr. |
| | | | Antonio Eduardo B. Natura |
| | | | Ruben T. Reyes |
| | | | Teresita J. Leonardo-De Castro |
| | | ============ 新任 ============ | |
| | ============ 新任 ============ | **Antonio Eduardo B. Natura**（検事総長） | =========== 新任 ========== |
| | **Presbitero J. Velasco, Jr.** | **Ruben T. Reyes**（控訴裁判所判事） | **Arturo D. Brion**（元労働雇用長 |
| | （最高裁行政官／Court Administrator） | **Teresita J. Leonardo-De Castro** | 官・控訴裁判所判事） |
| | | （サンディガンバヤン主席判事） | |

| アロヨ政権 | 2010.6～ ニノイ・アキノ政権 | | |
|---|---|---|---|
| 2009 年 | 2010 年 | 2011 年 | 2012 年 |
| Reynato S. Puno. | Renato C. Corona | Renato C. Corona | 同左 |
| Antonio T. Carpio<br>Renato C. Corona<br>Conchita Carpio-Morales<br>Minita Chico-Nazario<br><br>Presbitero J. Velasco, Jr.<br>Antonio Eduardo B. Natura<br><br>Teresita J. Leonardo-De Castro<br>Arturo D. Brion<br><br>============== 新任 ==============<br>**Diosdado M. Peralta**<br>（サンディガンバヤン首席判事）<br>**Lucas P. Bersamin**（ケソン地裁首席判事）<br>**Mariano C. Del Castillo**<br>（ケソン地裁 First Vice-Executive 判事）<br>**Robelto A. Abad**（弁護士）<br>**Martin S. Villarama Jr.**（控訴裁判所判事）<br>**Jose P. Perez**<br>（最高裁行政官／Court Administrator） | Antonio T. Carpio<br><br>Conchita Carpio-Morales<br>Minita Chico-Nazario<br><br>Presbitero J. Velasco, Jr.<br><br>Teresita J. Leonardo-De Castro<br>Arturo D. Brion<br>Diosdado M. Peralta<br>Lucas P. Bersamin<br>Mariano C. Del Castillo<br>Robelto A. Abad<br>Martin S. Villarama Jr.<br>Jose P. Perez<br><br>============= 新任 =============<br>**Jose C. Mendoza**（控訴裁判所判事）<br>**Lourdes Aranal Sereno**（大学教授・弁護士） | Antonio T. Carpio<br><br>Presbitero J. Velasco, Jr.<br><br>Teresita J. Leonardo-De Castro<br>Arturo D. Brion<br>Diosdado M. Peralta<br>Lucas P. Bersamin<br>Mariano C. Del Castillo<br>Robelto A. Abad<br>Martin S. Villarama Jr.<br>Jose P. Perez<br>Jose C. Mendoza<br>Lourdes Aranal Sereno<br>============ 新任 =============<br>**Vienbenido L. Reyes**<br>（控訴裁判所首席判事）<br>**Estela M. Perlas-Bernabe**<br>（大学教授・マカティ地裁判事） | 同左 |

（出所）　最高裁判所年報および最高裁判所公式ホームページ（http://sc.judiciary.gov.ph/ ［ダウンロード日 2012 年 3 月 7 日］）より筆者作成。

## 終わりに

以上のことから、現行憲法の枠組みにおけるフィリピンの司法府については、以下のことが言える。現在の社会の枠組みを規定する 1987 年憲法は、マルコス権威主義体制の経験と反省を踏まえて、社会正義の実現と再民主化を目指して制定されたものである。とくに司法府に関しては、最高裁小法廷数の増加、財政自治権の付与、判事の任命方法の変更、違憲立法審査の対象範囲の拡大などその独立性を制度的に拡充する条項が追加されたため、行政府や立法府の 2 権力の行為に対して裁判所が司法判断を示す機会が広がった。政府が推進する経済政策や議会の立法行為を覆す効力を有する違憲判決については、選挙を経ないがゆえに民主的基盤を持たない判事による三権分立原則の侵害につながるのではないかとの懸念が示されている。本稿では中間報告として 3 憲法の比較に基づく司法制度および最高裁人事の変遷に関する基礎資料をまとめたが、最終報告では再民主化後の主要判例の傾向についてまとめ、司法府の積極主義傾向と現行憲法下における制度的許容性について確認し、違憲判決を通じて存在感を示す司法の役割に関するさらなる考察を進めたい。

## 参考文献

Abueva, Jose, V. and Emerlinda R. Roman ed. [1998] The Post-EDSA Vice Presidency, Congress & Judiciary: Self-Assessments and External Views and Assessments. Quezon City: University of the Philippines Press.

Agabin, Pacifico A. [1989] “The Politics of Judicial Review over Executive Action: The Supreme Court and Social Change,” *Philippine Law Journal*, 64（3 & 4）（Sep.- Dec.）, pp. 189-210.

______ [1997] “Judicial Review of Economic Policy under the 1987 Constitution,” *Philippine Law Journal*, 72（2）（December）, pp. 176-194.

Avila III, Rudyard A. [2002] *Constitutional and People Power in the Philippines*, for 2002 Asian Science Seminar on law and the Open Society Seminar in Asia at Kyushu University (Nov. 25- Dec. 6 2002).

Bernas, Joaquin G. [1995] *The Intent of the 1986 Constitution Writers.* Manila: Rex Book Store.

______ [1996] *The 1987 Constitution of the Republic of the Philippines: A Commentary.* Manila: Rex Book Store.

______ [2005] *Constitutional Structure and Powers of Government, Notes and Cases Part I.* Manila: Rex Book Store.

______ [2000] *A Living Constitution: The Cory Aquino Presidency.* Pasig City: Anvil Publishing Inc.

______ [2010] *Constitutional Rights and Social Demands, Notes and Cases Part II.* Manila: Rex Book Store.

Burbank, Stephen B. and Barry Friedman ed. [2002] *Judicial Independence at the Crossroads – An Interdisciplinary Approach.* Thousand Oaks: SAGE Publications

Carmelo V. Sison [1999] The 1987, 1973, and 1935 Philippine Constitutions: A Comparative Table. Quezon City: University of the Philippines Law center.

Castro, Solomon Ricardo B. and Martin Israel L. Pison [1993] "The Economic Policy Determining Function of the Supreme Court in Times of National Crisis," *Philippine Law Journal*, 67（3）（March）, pp. 354-411.

Cortes, Irene R. [1993] "The Supreme Court and the Political Departments," *Philippine Law Journal*, 67（3）（March）, pp. 293-308.

Cullinane, Michael [2003] *Illustrado Politics*. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.

De Dios, Emmanuel S. [2002] "Nationalism and the strong state in the 1935 Philippine Constitution," *The Philippine Economic Review*, XXXIX（1）(June), pp. 1-19.

De Leon, Hector S. [2002] Textbook on the Philippine Constitution. Manila: Rex Book Store, Inc.

Ginsburg, Tom [2003]*Judicial Review in New Democracies –Constitutional Courts in Asian Cases–.* Cambridge: Cambridge University Press.

______ and Tamir Moustafa ed.[2008]Rule By Law: The Politics of Courts in Authoritarian Regimes. Cambridge: Cambridge University Press.

______ and Albert Chen ed. [2008] The Judicialization of Governance in Asia. Routledge: Routledge University Press.

______ ed. [2009] Administrative Law and Governance in Asia: Comparative Perspective. Routledge: Routledge University Press.

______ , Zachary Elkins and James Melton [2009] *The Endurance of National Constitution.* Cambridge: Cambridge University Press.

______ , Fransisco Parisi and Guy Seidman [2010] *Comparative Legal Institution.* Aspen: Nabu Press.

Hirschl, Ran [2004] *Towards juristcracy: the origins and consequences of the new constitutionalism.* Cambridge: Harvard University Press.

Hilbay, Florin Ternal [2009]*Unplugging the Constitution.* Quezon City: University of

the Philippines Press.
Koopmans, Tim [2003] *Courts and Political Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.
Magallona, Merlin M. [1997] "Philippine Experience in Judicial Independence: General Context and Specific Problems," *Philippine Law Journal*, 72 (2) (December), pp. 164-175.
Marques, Jose Midas P. [2005] *The Constitutional Philosophy of Philippine Jurisprudence.* Quezon City: Central Books Supply.
Mueller, Dennis C. [1996] *Constitutional Democracy.* Oxford: Oxford University Press.
Paras, Corazon L. and Ramon Ricardo A. Roque [2000] The Chief Justices of the Supreme Court of the Philippines. Manila: Anvil Publishing, Inc.
Philippines National Statistics Office [2010] Philippine Yearbook 2010. Manila: Willprint Graphics Center.
Raskin, Jamin B. [2004] *Overruling Democracy.* Routledge: Routledge University Press.
Romulo, Ricardo L. [1993] "The Supreme Court and Economic Policy: A Plea for Judicial Abstinence," *Philippine Law Journal*, 67 (3) (March), pp. 348-353.
Russell, Peter H. and David M. O'Brien ed. [2001] *Judicial Independence in the age of Democracy –Critical Perspectives from around the World–.* Charlottesville: University Press of Virginia.
Sison, Carmelo V. [1993] "The Supreme Court and the Constitution," " *Philippine Law Journal*, 67 (3) (March), pp. 308-321.
Suarez, Rolando A. [2005] *The 1987 Constitution of the Republic of the Philippines Made Easy*. Manila: Rex Book Store.
Tate, C. Neal. [1992] "Temerity and Timidity in the Exercise of Judicial Review in the Philippines Supreme Court," In C Neal Tate ed. *Comparative Judicial Review and Public Policy*, Westport: Greenwood Press.
Vitug, Marites Danguilan [2010] *Shadow of Doubt –Probing the Supreme Court–.* Manila: News Break Public Trust Media Group Inc.
衆議院憲法調査会事務局 [2003] 「フィリピン共和国憲法―概要及び翻訳―」衆憲資第 19 号（委託調査報告書）。
知花いづみ [2005] 『司法の役割 －民主主義と経済改革のはざまでー』(川中豪編『ポスト・エドサ期のフィリピン』日本貿易振興機構アジア経済研究所)。
安田信之 [1985] 「フィリピンの法・企業・社会」 アジア経済研究所。